

議案第42号

公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

令和6年9月21日に発生した事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 A
- 2 事故の概要 令和6年9月21日午前10時頃、基山町庁用車のスズキキャリイを利用  
中、基山町大字宮浦2166番地3にある草スキー場前面広場に駐車した  
際、サイドブレーキをかけることを失念して車両から離れたため、駐  
車した車両が移動し、相手方車両に接触して破損させた。
- 3 損害賠償額 371,162円

令和6年12月3日提出

基山町長 松田 一也

令和6年12月13日原案可決